

2 地方財政の中の収益金

●地方財政の窮状

モーターボート競走は種々の目的を持っているが、立法当初より一貫して変らぬ柱のひとつに「地方財政の改善」がある。

第2次世界大戦により、国土は焼土と化し、あらゆる産業設備は完膚なきまでに破壊され、人々は虚脱状態にあった。わが国の生産活動は著しく低下しており、戦前の水準に復活することさえいつの日のことか見込みのつかない状況にあった。その上に米の大凶作(20年)などさまざまな要因がからみ合って、戦後特有の悪性インフレが急速に進行し、政府は預金封鎖にふみきらざるを得ないなど国全体の経済情勢は不安定の極みにあった。

こうした背景のもと、昭和22年5月3日新憲法施行。同時に『地方自治法』が制定され、ここに地方分権制度が確立した。これによって従来は国が行っていた行政施策の大部分が、地方公共団体の手にゆだねられることとなった。

ところが、広範囲に亘る公共事業を委譲された地方自治体もまた極度の困窮状態にあり、事業を行うにあたってまず何よりも先に考えなければならなかったのは、「いかにして自主財源を確保するか」ということであった。しかし、経済情勢からしても税収の増加は望むべくもなく、他に財源をさがしてもすべては思うにまかせず、ついに翌23年7月に『地方財政法』が制定されて国と地方自治体との間の財政調達の基本が定められることとなったのである。

さらに25年には 新地方財政法、地方財政平衡交付金法が制定され、その後も状況に照して何度か改正が重ねられたのであるがなかなか計画通りには好転せず、また住民の税負担能力も未だ十分とはなっていなかった。

このように地方自治体の財政は極めて苦しい状態が続くのであるが、その一方では「福祉国家」の理念のもとに教育行政、環境衛生行政等の充実整備が叫ばれ自治体の事業は

ますます拡大されていった。そのため、年々累積する赤字をかかえて苦悩する地方自治体の数は増えていくばかりで昭和29年にはこれら地方財政の累積赤字は649億円に達し、その結果、昭和30年に制定された『地方財政再建促進特別措置法』によって、588にものぼる自治体が423億円の再建債を発行して財政再建を進めざるを得なかったのである。

自主財源確保、財政再建に懸命な自治体は競馬を復活させ、自転車競技法を成立させた。

昭和23年11月、小倉で競輪が開始され大成功をおさめると、各地方自治体はきそって施行者の名乗りをあげ、極めて短期間に60を上回る競輪場が新設された。続いて昭和25年には小型自動車競走法が制定され、船橋を皮切りに開始される等新財源確保のための公営競技場が次々と建設されていった。

このように地方自治体がきそって公営競技の施行者となり、いくばくかの収益金を得るようになっていくが、一方では、競走場の建設に十分な費用をかけるでもなく、また運営も素人に近い経験のない人々であったため運営上の不手際も多く、その度に騒擾事件が発生した。なによりも長い年月に亘る戦争で娯楽から離れ、日々の生活も食物さえ十分に手に入れることさえ困難な状況の国民にとって公営競技は刺激の強すぎる娯楽であった。

ちょっとしたことで各地で騒擾事件が頻発し、また熱中するあまり家庭破壊に至るなど、暗いニュースが新聞紙面をにぎわし、有識者といわれる人々の多くはギャンブル廃止論をとらえていた。

こうした時代の真只中に公営競技の末弟として産声をあげたモーターボート競走は、その立ち上がりにおいて、さまざまな辛酸をなめつくすこととなる。